

# 宿泊施設の整備に係る貸付制度の創設(日本政策金融公庫<sup>(注)</sup>)

「観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律」に基づく「宿泊サービスの改善・向上のための施設整備( 1)」に対する特別貸付制度を創設する。

## < 制度内容 >

貸付期間: 20年以内(設備資金)

貸付利率: 特別利率 (最優遇金利。貸付後6年目以降は基準利率)( 2)

取扱期間: 平成21年3月末

( 1) 設備投資額が設備投資前の事業用固定資産の10%以上を占める場合に限る。

( 2) 特別利率 2.30%、基準利率 3.15%(貸付期間19年超20年以内(平成20年7月11日現在))

## 対象事業のイメージ

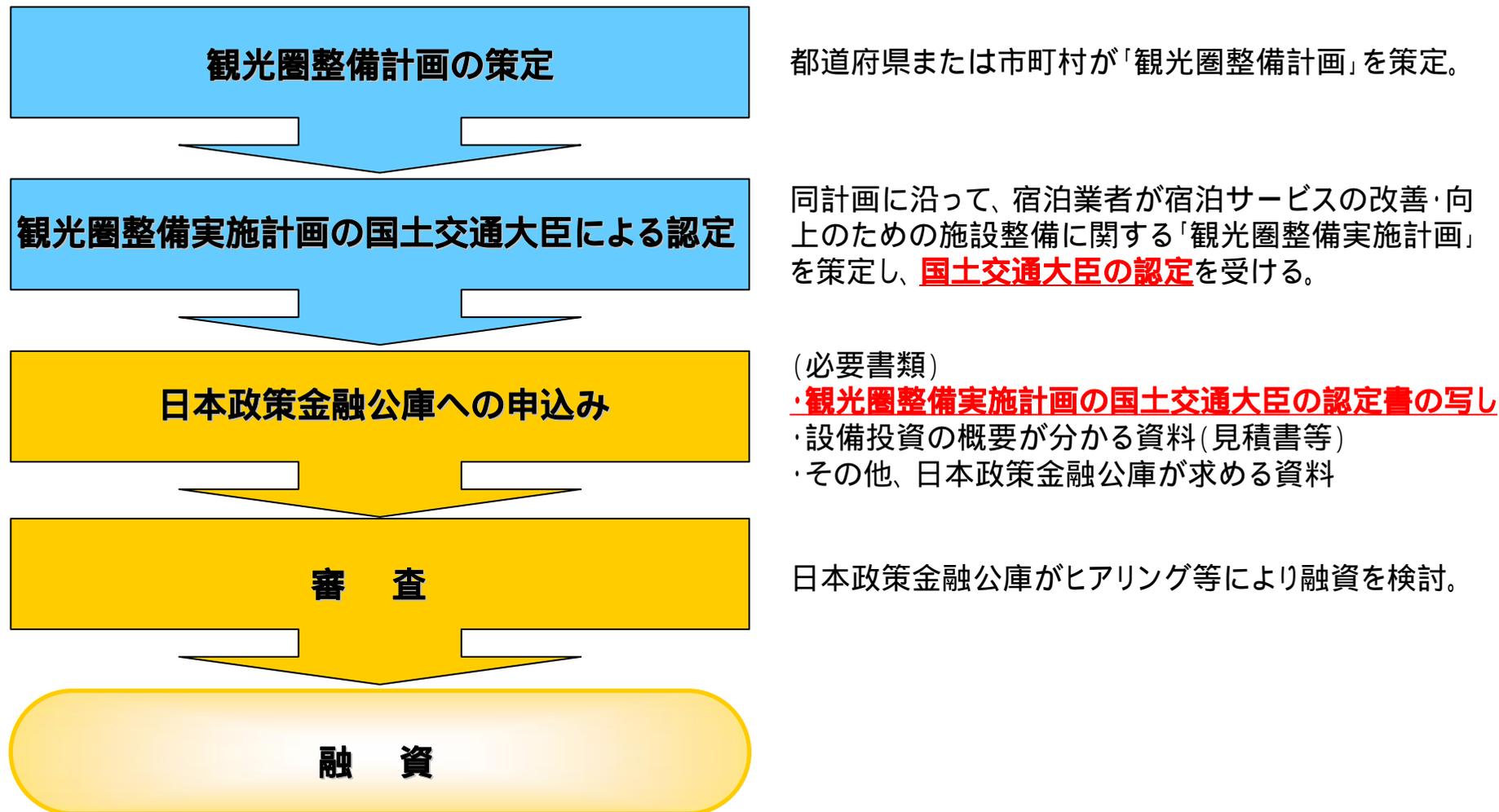
パブリックスペースを地域文化の展示、体験・交流の場として活用(開放)するため改修を行う宿泊施設  
外観の統一感を創出するため、外壁等の改修を行う宿泊施設  
従来の団体旅行客から個人・グループ客へ対応するため、客室改修を行う宿泊施設 等



(注) 日本政策金融公庫: 平成20年9月30日までは中小企業金融公庫

# 「観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律」に基づく設備投資に対する特別貸付の手続

「観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律」に基づく「宿泊サービスの改善・向上のための施設整備」に対しては、日本政策金融公庫(注)による特別貸付制度を創設することとしている(日本政策金融公庫の貸付制度要綱に規定)。その手続は以下のとおり。



(注) 日本政策金融公庫:平成20年9月30日までは中小企業金融公庫